

## 五泉市市名入り封筒広告掲載取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、五泉市広告掲載取扱要綱（平成24年2月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、五泉市が作成する五泉市市名入り封筒（以下「市名入り封筒」という。）に広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載媒体等)

第2条 広告を掲載する媒体、作成枚数、広告掲載枠の規格、募集広告枠数及び広告掲載料は、次の表に定めるとおりとする。

広告を掲載する媒体	市名入り封筒（長形3号）	市名入り封筒（角形2号）
作成枚数	200,000枚	80,000枚
広告掲載枠の規格	大きさ：縦5cm×横9cm 印刷色：単色刷（市名入り封筒の表面の刷色と同色）	大きさ：縦5cm×横9cm 印刷色：カラー（プロセス4色）
募集広告枠数	3枠	4枠
広告掲載料	1枠につき50,000円	1枠につき33,000円

2 広告掲載枠に空きがある場合は、2枠以上を結合して広告を掲載することができる。この場合の広告掲載料は、当該広告の1枠あたりの広告掲載料に結合した枠数を乗じて得た額とする。

### (広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、おおむね1年間とする。ただし、当該広告掲載をした市名入り封筒を消費するまで期間を延長することができるものとする。

### (広告掲載の募集及び申込み)

第4条 市長は、市名入り封筒への広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を、広報紙又は市ホームページで募集するものとする。

2 申込者は、五泉市市名入り封筒広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載する広告案（電子データを含む）を添えて、市長が定める期日までに市長に提出するものとする。その際、市長は申込者に関する資料を求めることができる。

### (広告掲載の決定)

第5条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、速やかに当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、掲載申込みのあった広告が予定の枠数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

(1) 国、地方公共団体、公団、公社、公益的法人その他の非営利団体

(2) 民間企業のうち、電気、ガス、公共交通、医療、教育、文化、報道その他の

公共性を有する企業

(3) 前号の規定に該当しない企業等で、市内に事業所を有する民間企業又は自営業者

(4) その他市長が適当であると認めるもの

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対しその決定の内容を五泉市市名入り封筒広告（掲載・非掲載）決定通知書（様式第2号）により通知する。

4 前項の規定により広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告の原稿を市長が指定する方法並びに期日までに市長に提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第6条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。

（広告内容等の変更）

第7条 市長は、広告の内容、デザイン等が要綱若しくはこの要領に違反し、又は適当でないと認める場合は、広告主に対し広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告主の責務）

第8条 広告主は、市名入り封筒に掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（広告掲載の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主に対し催告その他の手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき。

(2) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(3) 第7条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認めたとき。

2 前項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において、広告主に損害が生じても市はその賠償の責めを負わない。また、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

五泉市市名入り封筒広告掲載申込書

年 月 日

五泉市長 様

(申込者)

所在地  
名称  
代表者名

五泉市市名入り封筒に広告を掲載したいので、五泉市広告掲載取扱要綱及び五泉市市名入り封筒広告掲載取扱要領の規定を遵守し、下記のとおり申し込みます。

広告掲載希望 封筒種類	<input type="checkbox"/> 長形3号裏面 <input type="checkbox"/> 角形2号裏面	
連絡先	担当者	
	部署	
	役職	
	電話・FAX	
	E-mail	
広告の大きさ	<input type="checkbox"/> 1 枠 <input type="checkbox"/> 2 枠以上（掲載枠に空きがある場合のみ）	
広告の内容		

※ 次の書類を添付してください。

1. 広告案（電子データを含む）
2. 申込者に関する資料

様式第2号（第5条関係）

五泉市市名入り封筒広告(掲載・非掲載)決定通知書

第 号  
年 月 日

様

五泉市長

年 月 日付で掲載の申し込みのありました広告については、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 掲載とする

(1) 広告掲載期間

年 月 日からおおむね1年間、ただし作成する広告掲載封筒の在庫のある期間とする。

なお、市が 年度に作製した広告掲載封筒の在庫がある場合は、年度の広告掲載封筒を作製し使用を開始した後もしばらくの間、市は、広告掲載封筒の在庫を使用できるものとする。

(2) 郵便用封筒の種類・枠の大きさ・掲載位置等

(3) 郵便用封筒の作成枚数

枚

(4) 広告掲載料

円

※ 年 月 日（ ）までに同封の納付書により、指定の場所でお支払いください。

(5) 広告の原稿（紙媒体又は電子媒体データ）

提出期限 年 月 日（ ）

(6) 広告掲載条件

五泉市広告掲載取扱要綱及び五泉市市名入り封筒広告掲載取扱要領の規定を遵守すること。

2. 非掲載とする

理 由